

日中関係と弾道ミサイル防衛（BMD）システム

クリストファー・ヒューズ

Research Fellow,

Centre for the Study of Globalisation and Regionalisation, University of Warwick

（篠田英朗 訳）

序章：日本と BMD の戦略的含意

日本と BMD

1998 年 12 月 25 日、日本の国家安全保障会議は、弾道ミサイル防衛システム（BMD）に関するアメリカ合衆国との共同技術研究を開始することを承認した。¹ この日本の閣議決定は、1999 年 8 月 16 日の日本政府とアメリカ政府との間でかわされた弾道ミサイル技術に関する共同研究計画についての覚書の交換を受けたものであった。² その同意にしたがって、日本政府は弾道ミサイル攻撃に対する日本の防御壁を作る共同技術研究に関わることになったのであり、1999 年度予算として BMD と日本の防衛形態の一般研究に 1600 万円をあて、さらに 9 億 6200 万円を BMD の一部である海上配備型上層システム（NTWD）に日本が参加する際に鍵となる 4 つの技術の研究にあてることにしたのである（詳細については後述）。³ 2000 年度予算では、さらに 20 億 5000 万円がそれら 4 つの技術の研究にあてられた。⁴ 防衛庁、外務省、そして他の関連政府機関は、BMD は現在のところ純粋に研究段階にあり、いかなる形での開発、生産、配備への進展にも別個の政府決定が必要となることを強調した。しかしながら研究段階においてすら明白なのは、

¹ 防衛庁 『防衛白書 1999』（大蔵省印刷局、1999 年）、137 頁。

² 外務省 <http://www.mofa.go.jp/announce/1999/8/816.html>

³ 防衛庁 『弾道ミサイル防衛（BMD）に関する研究について』（1999 年）、11 頁。

⁴ 朝雲新聞社 『防衛ハンドブック 2000』（朝雲新聞社、2000 年）、144 頁。

BMD に関わる日本の政策決定者と外部観察者がともに、計画には開発のそれぞれの潜在的段階において多くの問題があると指摘しているということ、そのことが日本の安全保障政策全体に様々な含意を持っているということだ。⁵

BMD(日本とアメリカでよく用いられる表現で言えば戦域ミサイル防衛[TMD]⁶)は、日本の政策決定者に幾つかの懸念、つまり BMD の技術的妥当性に関する疑問、研究・開発・生産・配備の費用対効果、ミサイル防衛にともなう法的、特に憲法上の問題、などを与える。⁷これらの問題は「やるかやらないか」という

⁵ Patrick M. Cronin, Paul S. Giarra and Michael J. Green, 'The alliance implications of theater missile defense', in M. J. Green and P. M. Cronin, *The US-Japan Alliance: Past, Present and Future* (New York: Council on Foreign Relations Press, 1999), p. 94.

⁶ ただし TMD という表現は、アメリカの海外・同盟国派遣の軍隊を防護するための TMD 計画と、日本駐留の米国軍を防護する付随的だが必然的に生まれる機能を果たすとはいえあくまでも日本の領土を防護するための日本独自の BMD とを区別したい日本政府関係者をいらだたせるものである。

⁷ 日本の政策決定者と分析者は、米国の専門家たちと同様に、「弾丸に弾丸をあてる」BMD 技術の妥当性に関しては疑念を持っている。そして彼らの疑念は失敗に終わったアメリカでの最近の要撃ミサイル実験によって、そして高価な BMD 技術を打ち負かすには単純なおとり手段での対抗措置を配備するだけで十分であるという事実によって、強められている。BMD の費用対効果もやはり疑わしいものだと見なされている。防衛庁は研究に試算を限定し、BMD システムを最終的に配備するまでにどれだけの費用がかかるのかについては明らかにしない。だがある試算によれば、配備までのプロジェクト全体で 160 億ドルがかかるという。この資産額は、防衛予算に多大な影響を与え、自衛隊の他の兵器システムを獲得する努力に深刻な制限を加えることになるだろう。アメリカは冷戦時代の軍産複合体を維持できるほどの規模では最後に残った防衛計画を支援するために日本を資金源として使っているのではないかと、との疑念もある。半田滋「無駄な兵器：自衛隊から批判される TMD 参加」、『軍縮問題』、230 号、1999 年 12 月、40 頁。BMD 開発にあたって日本が直面する法的あるいは憲法上の問題は、日本による集団的自衛権行使の禁止、攻撃的能力を持つ兵器所有の禁止、兵器輸出の禁止、ミサイル技術制限レジーム(MTCR)との整合性、空の平和的使用に関する 1969 年 5 月の国会決議などである。集団的自衛の禁止は、日本の安全保障とは直接的には関わらない状況でアメリカの防衛に資すると思われる統合的 BMD 統制システムをアメリカとともに開発する日本の試みを複雑にする。日本のパワープロジェクションと兵器輸出の禁止、及び MTCR 遵守は、日本が対弾道ミサイル技術研究の基礎となりうる自らの弾道ミサイル技術をこれまで持ってこなかったということの意味する(もっとも日本の H-2 ロケットがこの機能を果たすとも言われるが)。日本の政策決定者は、「平和の目的に限り」日本は空での活動を行う、つまり非軍事的活動のみ行うとの 1969 年国会決議を逃れるのは、特に難しいと感じている。しかし日本政府の BMD 参加の釈明によれば、日本政府は日本国民の生命と財産を守る責任を持っており、BMD は純粋に防衛的システムであり、ただミサイル攻撃に際してとりうる唯一の防衛手段なのでありから、BMD システムは決議の目的にそうものであり、政府はこの件に関する日本国民の寛大さを求める、とのものだった。実際、政府

BMD の将来に関する判断に決定的な要素となるかもしれない。だが本稿の、そして実際のところ日本の政策決定自身にとっての主要な問題は、東アジアにおける全般的安全保障政策と国際関係に対して日本の BMD への参加可能性が持つ政治的・外交的・戦略的含意である。

日本、中国、そして BMD

1998 年 8 月 31 日にテポドン 1 号「ミサイル」が発射されて日本領空を越えて以来、北朝鮮からの弾道ミサイルの脅威あるいは不穏な朝鮮半島情勢は、日本が BMD 研究を開始するにあたっての最大にして最も切迫した懸念であった。⁸しかし本稿の主題に大きく関わる明白な点は、BMD が中華人民共和国（中国）に対する日本の安全保障政策あるいは中国をめぐる国際関係に大きな意味を持っているということであり、東アジアにおける「大国」の安全保障情勢の三角関係的性質により、不可避的に日本と同盟国アメリカとの関係に問題を生じさせるということだ。本稿の主張は、日本の政策決定者たちにとって BMD の追求は、すでに 1997 年の日米防衛協力のガイドライン改訂によって非常に複雑なものとなった中国との安全保障関係を、より危険なものにするということである。改訂ガイドラインは、疑いなく、ここ三年にわたる日本・中国・アメリカの間の緊張を高めた責任を負っている。しかし注意深い枠組み作成とその対象の曖昧な定義づけは、日本とアメリカに、そしてある程度までには中国にも、必要であれば緊張を和らげて紛争のシナリオを避けることを可能にする戦略的操作のための十分な余地を与えた。改訂ガイドラインによってもたらされた不愉快ではあるがおおむね許容できる「妥協線(modus vivendi)」とは対照的に、日本にとって BMD は、中国との二国間関係及び日米同盟との関係において、質的にさらに危険である。BMD の本

は「平和的」という決議の語句の解釈を「非軍事的」から「防衛的」に変えた。朝日新聞、1998 年 12 月 24 日、2 頁、朝雲新聞社、『防衛ハンドブック 2000』、147 頁。

⁸ BMD 問題と日本・北朝鮮関係の詳細については、Christopher W. Hughes, 'Japan's Strategy-Less North Korean Strategy', *Korean Journal of Defense Analysis*, Winter 2000 (forthcoming); Patrick M. Cronin and Michael J. Green, 'Theater Missile Defense and Strategic Relations with the People's Republic of China', in Ralph A. Cossa (ed.) *Restructuring the US-Japan Alliance: Toward a More Equal Partnership* (Washington, D. C.: The CSIS Press, 1997), p. 112; 防衛庁防衛研究所『東アジア戦略概観 1998-99』（大蔵省印刷局、1999 年）、58 頁、参照。

質的に技術的で軍事的な論理は、東アジアにおけるそして中国に対するアメリカの軍事戦略に日本がより深く組み込まれることを示している。極端に言えば、日本の政策決定者の十分に注意深い対処なくしては、BMDの論理は結末として日本の政治的・外交的・戦略的自由を掘り崩し、中国の不可侵の安全保障利益をめぐって日中間の衝突を引き起こすだろう。それにもかかわらず、もし極度に注意を持って処理されれば、BMD問題は日本の安全保障の想定できる利点となるかもしれないということも、本稿は主張する。BMDが、中国とアメリカとの戦略的関係を構築するに際しての日本の「避難条項」を取り去ってしまう可能性を秘めているとしてもである。本稿はしたがって、日本の安全保障にとってのBMDの潜在的危険性と利点とを検討するだけでなく、それがどのように日本の政策決定者自身によって理解されているのか、そしてもし何らかの戦略があるとすれば、彼らはどのような戦略を持って進もうとしているのかを検討する。

日本のBMDへの参加

BMD システム

BMDあるいはそれに相当するアジア太平洋やその他の地域で最終的に配備されるアメリカの対ミサイル防衛システムであるTMDは、陸・海に対応した上層と下層の4つの形態からなる。BMD・TMD兵器システムは、下降中の再突入段階で様々な高度で向かってくる弾道ミサイルを要撃して破壊するために、直撃破壊ミサイル技術を用いるものである（本質的には弾丸を別の弾丸を打つために用いる）。TMDシステム開発の過程においてアメリカ政府は、1972年の二国間対弾道ミサイル（ABM）条約に合致する技術を用いるという合意をロシアとの間に結んだ。ABM条約はTMDシステムの開発を禁止しないが、他国の戦略ミサイルに対抗して防衛するための対弾道ミサイルの開発を禁止する。1997年にはアメリカ政府とロシア政府は、TMDシステムとABMシステムを区別する共同政府見解を採択した。両者が合意したのは、毎秒3キロの要撃速度を持ち、毎秒5キロ以上の速度で飛行する弾道ミサイルに対して実験され、3,500キロの射程範囲を持つ

TMD システムは ABM 条約と合致しないということだった。⁹TMD 能力に上限を課すのは、米口間の戦略核兵器の抑止効果を維持するためである。どちらか一方の大陸間弾道弾 (ICBM) の典型は、少なくとも秒速 7 キロの速度で進み、9,000-16,000 キロの射程を持つ。しかしより詳しく後述するように、TMD 能力の実際の限界および共同声明との整合性に関しては、強い疑念が存在する。下層で低能力システムである PAC-3 と NAD は疑いなく ABM 条約と両立するが、これまでの研究によれば THAAD システムとおそらくは NTW システムは毎秒 3 から 5 キロの要撃速度を持つ。¹⁰そうした能力を持つアメリカの TMD システムは、ABM 条約との不整合の可能性をひめており、ロシアの戦略弾道ミサイルなどの他の核兵器に対抗することができるものなのである。

アメリカは海外の自国兵力を保護するために、下層・上層そして地上・海上 TMD システムを組み合わせて使用することを考えている。上位・下層システムは、大規模な弾道ミサイル攻撃の際の「漏れ」に対して防衛するため、相互に補強する幾つかの保護層を供給する。それに対して陸上・海上システムは、可動性に関する諸々の利点をもたらす。PAC-3 と THAAD システムは戦闘域へ迅速空輸を行う C-141 輸送機に搭載可能であり、NAD と NTW システムはイージス駆逐艦の海上可動性の利点を持つ。¹¹

それに加えて、TMD プログラムと統合的に、アメリカは弾道ミサイルの発射を感知するシステムと、TMD 兵器システムによる対応を作動させるための戦闘管理 (BM) と指揮・統御統制・コミュニケーション通信・情報 (C³) システムを開発した。

⁹ Stephen A. Cambone, 'The United States and Theatre Missile Defence in North-East Asia', *Survival: The IISS Quarterly*, vol. 39, no. 3, Autumn 1997, p. 70; M. Saperstein, 'Demarcation between Theater Missile Defense and Strategic Missile Defense', *Security Dialogue*, vol. 27, no. 1, March 1996, pp. 110-112.

¹⁰ Dean A. Wilkening, *Ballistic-Missile Defence and Strategic Stability: Adelphi Paper 334* (London: Oxford University Press, 2000), p. 47; Lisbeth Gronlund, George Lewis, Theodore Postol and David Wright, 'Highly Capable Theater Missile Defences and the ABM Treaty', *Arms Control Today*, vol. 24, no. 83, April 1994, pp. 3-8; Michael O'Hanlon, 'Star Wars Strikes Back', *Foreign Affairs*, vol. 78, no. 6, November/December 1999, p. 77.

¹¹ Ballistic Missile Defence Organization, *Fact Sheet: Theater High Altitude Area Defense System; Fact Sheet, Navy Theater Wide Ballistic Missile Defense Program*.

表 1 BMD/TMD システム

下層	地上配備	PAC-3 (地対空誘導弾ミサイル)	現有のペトリオット (PAC-2) システムが、新型 GEM ミサイルの採用およびレーダーと射撃統制装置の改善によって高水準化されたもの
	海上配備	NAD (海軍地域防衛)	レーダーと射撃統制装置と標準ミサイル 2 Block IV A および弾道ミサイル要撃能力装備によって高水準化された現有のイージス・システム
上層	地上配備	THAAD (戦域高高度地域防衛)	大型移動式レーダー、高速高高度要撃ミサイル、射撃統制装置の新規開発
	海上配備	NTWD (海上配備型上層システム)	NAD において高水準化された現有のイージス・システムと新規開発の軽量大気圏外要撃体 (LEAP) による弾道ミサイル要撃能力の追加

出所：山下 正光・高井 晋・岩田 修一郎『TMD：戦域弾道ミサイル防衛』（TBS ブリタニカ、1994年）、151-200頁。

頭字語: PAC-3: Patriot Advanced Capability-3 (ペトリオット先進能力-3); NAD: Navy Area Defence (海軍地域防衛); THAAD: Theatre High Altitude Defence (戦域高度防衛); NTWD: Navy Theatre Wide Defence (海軍戦域広域防衛); GEM: Guidance Enhanced Missile (誘導上層化ミサイル); LEAP: Lightweight Exo-Atmospheric Projectile (軽量大気圏外要撃体)。

THAAD システムは到来する弾道ミサイルを感知する能力を持つ陸上レーダーを持つ。¹²しかしながら TMD システムの効果は実際のところ、空中での宇宙配備赤外線センサーによって供給される早期警告に依存している。アメリカの防衛支援プログラム国防支援計画(DSP)衛星は、弾道ミサイル発射の炎の柱を見つけ出し、その情報を北米航空宇宙防衛コマンド(NORAD)と米国空中指揮(USSPACECOM)に伝える。そうしてミサイル発射に関する情報は C³ システムによって伝達され、TMD システムによる反応に関する決定と指導が現実的時間の枠の中で行われうる。後述するように、日本がこれらと同一の探知・指揮システムを独自の BMD シス

¹² 山下 正光・高井 晋・岩田 修一郎『TMD：戦域弾道ミサイル防衛』（TBS ブリタニカ、1994年）、205頁。

テムの中で開発するかどうかは、安全保障計画の独立性の度合いに大きく影響する。

日本と BMD 開発

日本の BMD に対する関心は、1983 年レーガン政権下での戦略防衛構想 (SDI) (「スター・ウォーズ」として知られる) と 1986 年中曽根康弘政権下での SDI 研究への参加にまでさかのぼる。当時の SDI への日本の参加は問題の多いものであった。1991 年 1 月にブッシュ政権が計画をより現実的な限定攻撃に対する限定的な弾道ミサイルに対するグローバルな防御 (GPALS) に変更することに失敗した後、アメリカも結局 SDI を放棄してしまう。しかし両国は冷戦終結をへながら、対弾道ミサイル技術への関心を維持した。1986 年の日米政府間合意にもとづき、1989 年 12 月から 1993 年 5 月にかけてアメリカ政府戦略防衛構想機構 (SDIO) と日米民間防衛受注企業は、西太平洋ミサイル防衛構想研究 (WESTPAC) に関する共同調査を行った。¹³ その間、ポスト冷戦時代の日米両政府の BMD 技術への関心は地球大のそして東アジアにおける弾道ミサイル能力の拡散によって高まり続けた。1990-91 年の湾岸戦争時のイラクによるスカッドミサイルの使用は、増大するミサイル脅威を象徴するものであった。アメリカがイラクのミサイルを要撃するためにペトリオット・システムを使用した (ほとんど成功しなかったとはいえ) 湾岸戦争の経験への反応ということもあり、また北朝鮮の 1990 年 5 月と 1993 年 5 月の日本海でのノドン 1 号発射実験への反応ということもあり、日本はアメリカ

¹³ アメリカ側の受注者は、Raytheon, McDonnell Douglas, Lockheed, GE Aerospace, Boeing であり、日本側の受注者は三菱重工業、三菱電気、三菱商事、NEC、JRC、日立、富士通であった。800 万ドルかけた報告書は 1994 年 5 月に公表された。それによれば西日本への北朝鮮による 6 発のミサイル攻撃の場合、ペトリオット・システムは 46.6 パーセントの漏出率になるだろうと想定された。ペトリオットと THAAD の組み合わせは、漏出率を 33 パーセントにまで下げる。さらに報告書によれば、佐世保海軍基地への仮想集中攻撃の場合にはペトリオット・システムだけで到来するミサイルの 66 パーセントを要撃するが、ペトリオットと THAAD の組み合わせはほぼ 100 パーセント要撃するという。それゆえ報告書は下位ペトリオットと上位 THAAD の組み合わせの使用を推奨した。それはまた BMD のためにイージス軍艦を使用することも検討した。

からの現有のペトリオット地対空ミサイルから対弾道ミサイルシステムへの高水準化の導入を始めた。¹⁴

1993年9月に米国国防長官レス・アスピンと防衛庁長官中西啓介は、二国間安全保障小委員会(SSC)の下に、1993年12月以降12回にわたって会合を開くことになるTMDの作業グループを創設することに合意した。これは1994年6月にBMDに関する日本との二国間協力についてのアメリカ政府からの直接提案に引き継がれる。アメリカの弾道ミサイル防衛機構は、日本に4つの選択肢を提示したと伝えられた。第一に、4つのイージス駆逐艦を配備する現有の日本の計画を高水準化し、45億ドルの費用での上層NTWDと下層ペトリオット・システム、4つの空挺警戒統御システム(AWACS)航空機を導入すること。第二にはNTWDシステムとペトリオット・システムだが、すでに述べたように現有の日本の配備計画を高水準化することを前提にすれば、二つのイージス駆逐艦と新しい監視レーダーを加えて、163億ドルの費用がかかる。第三に、THAADシステムとペトリオット・システムは88億ドルかかる。第四に、NTWD・THAAD・ペトリオット・システムの組み合わせの費用は、89億ドルである。¹⁵BMDへの日本参加のアメリカ提案は、日本独自のBMD開発にあたっての日米合同作業を推薦した1994年9月の防衛問題懇談会の報告書にそうものでもあった。¹⁶日本政府は同じ月、BMDシステムの技術的妥当性を調査するSSCの下での専門家の二国間研究(BS)を発足させた。このグループは1995年1月以降、定期的に会合を開いた。1995年から

¹⁴ 非常に批判的な湾岸戦争におけるペトリオット・システムの評価としては、see Theodore A. Postol, 'Lessons of the Gulf War Experience with Patriot', *International Security*, vol. 16, no. 3, Winter 1991/92, pp. 119-71.日本のペトリオット・システム導入の背景の研究としては、Michael Chinworth, *Inside Japan's Defense: Technology, Economics and Strategy* (New York: Brassey's, 1992), p. 95; Reinhard Drifte, *Arms Production in Japan: The Military Applications of Civilian Technology* (London: Westview Press, 1986), pp. 69-70.

¹⁵ Michael J. Green, *Arming Japan: Defense Production, Alliance Politics, and the Search for Postwar Autonomy* (New York: Columbia University Press, 1995), p. 138; Steven A. Hildreth and Jason D. Ellis, 'Allied Support for Theater Missile Defense', *Orbis: A Journal of World Affairs*, vol. 40, no. 1, Winter 1996, pp. 109-110; James Clay Moltz, 'Viewpoint: Missile Proliferation in East Asia: Arms Control vs TMD Responses', *The Non-Proliferation Review*, vol. 4, no. 3, Spring/Summer 1997, p. 66; Steven A. Hildreth and Gary J. Pagliano, *Theater Missile Defence and Technology Cooperation: Implications for the US-Japan Relationship* (Washington, D. C.: Congressional Research Service Library of Congress, 1995), p. 7.

¹⁶ 防衛問題懇談会『防衛の安全保障と防衛のあり方：21世紀へ向けての展望』（大蔵省印刷局、1994年）、47頁。

1998 年の間、政府は研究費として 5 億 6 千万円を TMD 兵器システム、感知・C3¹⁷ システム、そして国産 BMD 能力を改善するために鍵となる技術を調査する日本の民間防衛受注企業への委託にあてた。しかし諸々の理由により（そのうちの幾つかは後述するが）、日本政府は、BMD に関するアメリカとの共同研究に参加するかどうかについては沈黙を保っている。¹⁷共同研究の契機は、同盟の信頼性を高める手段としての BMD の重要性を強調した 1996 年 4 月の安全保障に関する日米共同声明において、最終的に表明された。そして日本の BMD 共同研究への関与は、1998 年 8 月の北朝鮮によるミサイル実験によって確定的なものとなった。本稿の冒頭で言及した日米覚書の交換にしたがって、日本は 4 つの鍵となる技術に関する共同研究を開始することに合意した。標的を探知し追いかける要撃ミサイル円錐頭に据え付けられた赤外線追跡弾、大気圏から飛行中に生じる熱からの赤外線追跡弾の保護、弾道ミサイルを直接的破壊するためのキネティック弾頭、そして要撃ミサイルの第二段階でのロケット動力である。¹⁸日本はすでに AWACS や イージス級駆逐艦など BMD 兵器システムのための装置を多く持っているので、最も効率的な選択として NTWD システムが研究のために選ばれた。¹⁹

BMD への日本の関与と日中安全保障関係へのインパクト

日本の当初の BMD への関心表明そして実際のアメリカとの共同計画への関与は、中国に関する新しい安全保障上の緊張の可能性を示す。ほとんど最初の段階から、1995 年以來の努力を強化しつつ、中国の政策決定者は非公式・公式の対話ルートを用いて、BMD に対する懸念を日本に対して露わにした。中国の懸念は、BMD が中国の戦略核抑止に対して与える影響と台湾問題の成り行きに与える影響との二側面から生まれている。

¹⁷たとえば 1995 年中頃、防衛庁は日産自動車と川崎重工業との間に、側面反動推進要撃ミサイルを開発するための契約を結んだ。

¹⁸ 防衛庁編『防衛白書 1999』、138 頁。

¹⁹ 国内産業や技術ナショナリズムなどの NTWD システム選択理由のさらなる説明としては、see Cronin, Giarra and Green, *op. cit.*, p. 173. 技術ナショナリズムの定義づけに関しては、Richard J. Samuels, *Rich Nation, Strong Army: National Security and the Technological Transformation of Japan* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1994).

表2 中国の弾道ミサイル能力

国防省用語	中国側用語	Static/mobile 据え付き/移動式	射程 (km)	CEP	在庫 (配備/貯蔵)
ICBM					
CSS-4	DF-5	Static	13,000	500	20
CSS-NX-5	JL-2	SLBM	8,000	n. k.	12
CSS-X-9	DF-31	Mobile	8,000	n. k.	n. k.
CSS-X-10	DF-41	Mobile	12,000	n. k.	n. k.
IRBM					
CSS-2	DF-3	Mobile	2,800	1,000	40
CSS-3	DF-4	Static	4,750	1,500	20-30
CSS-N-3	JL-1	SLBM	2,150	700	12
CSS-5	DF-21	Mobile	2,150	700	24
CSS-6	DF-15/M-9	Mobile	600	300	48
SRBM					
CSS-7	DF-11/M-11	Mobile	280	600	n. k.
CSS-8	M-7/Project 8610	Mobile	150	n. k.	n. k.

出典: International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1999-2000* (Oxford: Oxford University Press, 1999), p. 312; Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1999* (Oxford: Oxford University Press, 1999), p. 555; John Wilson Lewis and Hua Di, 'China's Ballistic Missile Programs: Technologies, Strategies, Goals', *International Security*, vol. 17, no. 2, pp. 9-11.

頭字語: CEP: Circular Error Probable (半数必中界); CSS: Chinese Surface-to-Surface (中国地対地ミサイル); CSS-N: Chinese Surface-to-Surface Naval (艦対地ミサイル); CSS-T: Chinese Surface-to-Surface Tactical (中国戦術地対地ミサイル); DF: Dong Feng (東風); DOD: Department of Defence (防衛省); ICBM: Intercontinental Ballistic Missile (大陸間弾道ミサイル); IRBM: Intermediate Range Ballistic Missile (中距離弾道ミサイル); JL: Julang (大波); n.k.: not known (不明); SLBM: Submarine Launched Ballistic Missile (潜水艦発射弾道ミサイル); SRBM: Short Range Ballistic Missile (短距離弾道ミサイル)。

中国政府当局と第三者的観察者によれば、アメリカと連携して開発された日本のBMDあるいはTMDシステムは、日本に「槍」と「盾」の両方を与え、中国の

核抑止を効果的に否定することになるという。²⁰アメリカの拡張された核抑止の槍は、BMDの盾によって補足され、中国の能力との関係において日本に懲罰としての抑止と否定としての抑止の両方を許すことになる。²¹先進 TMD システムの能力に関するこのような指摘は、中国の懸念が一定程度まで正当であることを示唆する。中国の戦略兵器の 8 割は、3,500 キロ以内の射的距離を持つミサイルから成っている。TMD あるいは BMD システム開発にあたってアメリカが用いた定義によれば、これらのミサイルは戦域兵器に分類され、日米の NTWD システム能力の及ぶ範囲に入るだろう。²²さらに言えば、上述したように、毎秒 3 から 5 秒の速度を持つ要撃弾を搭載した NTWD システムもまた、20 個ほどでしかない中国の長距離 ICBM を迎え撃つことができる。

NTWD によって可能となる戦術核抑止の否定を、中国は対抗措置と現在進めているミサイルの高水準化を通じて、特に数の力において BMD システムに集中砲火を浴びせて圧倒する複数個別誘弾道頭 (MIRV) の配備によって、克服できるだろう。²³しかしながら NTWD および他の BMD システムは、もし中国が集中砲火を浴びせることができるほどにまでミサイルの生産量を飛躍的に上げるのでなければ、依然として中国の他のより短い距離の弾道ミサイルの能力を否定するか、あるいは少なくとも相当程度に抑えこむ能力を持っている。

中国の政策決定者にとって、中国の中距離・短距離弾道ミサイルに対抗する日本の NTWD システムの取得可能性は、第二の懸念である台湾問題へも深刻な波及効果を持つ。台湾政府を威嚇することを目指した中国が選択してきた兵器は、1996 年 3 月に台湾海峡を越えて実験放射された D-15 のような IRBM である。中

²⁰ *International Herald Tribune*, 18 February 1999, p. 4; Alastair Iain Johnston, 'China's New "Old Thinking": the Concept of Limited Deterrence', *International Security*, vol. 20, no. 3, Winter 1996-96, p. 73.

²¹ 山下、前掲書、29-30 頁。

²² Alastair Iain Johnston, 'Prospects for Chinese Nuclear Force Modernization: Limited Deterrence Versus Multilateral Arms Control', *The China Quarterly*, no. 146, June 1996, p. 573. Gronlund によれば、実際に TMD の範囲は 3,500 キロのレベルに及び、中国の CSS-2 のようなミサイルを標的としうる。Gronlund, *et al.*, *op. cit.*, p. 4.

²³ Ivo. H. Daalder, James M. Goldgeier and James M. Lindsay, 'Deploying NMD: Not Whether, But How', *Survival: The IISS Quarterly*, vol. 42, no. 1, Spring 2000, p. 15; Michael O'Hanlon, 'Theater Missile Defense and the US-Japan Alliance', in Mike M. Mochizuki (ed.) *Toward a True*

国にとっての最悪のシナリオとは、将来の危機的状況において台湾を守るための、日本単独もしくはアメリカと共同でのイージスを基盤とし海上可動性を持つ NTWD システムの配備である。²⁴日本の政策決定者の間には台湾海峡での危機に直接的に巻き込まれることへの恐れがあるが、そのことが意味するのは、日本自身の安全保障に脅威を与えアメリカからの大きな同盟圧力を生み出すだろう極度の緊張状態でなければ、台湾を直接守るのであれ、あるいは台湾における紛争に関わる米軍を守るのであれ、日本が実際に NTWD 配備を考えることはほとんどありえないということである。それにもかかわらず、たとえ日本が台湾をめぐる危機に自らの NTWD システムを関わらせないとしても、また台湾のような第三者が日米 BMD 研究に関わることはないと表明していても、中国が恐れるのは日本の参加が BMD の恩恵を台湾にも与え、中国の安全保障上の立場を弱めることである。²⁵特筆すべき中国の懸念は、日米合同で開発される BMD 技術が日本から台湾へ移転されることは日本の武器輸出禁止によってありえないとしても、台湾は参加させないという日本の意図とは関わりなく、アメリカによって移転されるかもしれないということである。

それゆえ日本の BMD システムへの参加、特に NTWD システムへの参加は、中国にとっては、主権と領土的統一に関する中国最大の国家安全保障上の利益に反して、日本が直接的または間接的に、そして個別的またはアメリカと共同で、台湾をめぐる紛争に介入する能力を持つことを意味している。このような状況において、BMD は日本に限定された「純粋に防御的」システムであって周辺国に何ら脅威を与えるものではないという日本の政策決定者の説明が中国側にほとんど受け入れられなかったのは、驚くべきことではない。²⁶日本内外の評論家が指摘する

Alliance: Restructuring US-Japan Security Relations (Washington, D. C.: Brookings Institution Press, 1997), pp. 186-7.

²⁴ Banning Garrett and Bonnie Glaser, 'Chinese Apprehensions about the Revitalization of the US-Japan Alliance', *Asian Survey*, vol. 37, no. 4, April 1997, p. 395.

²⁵ たとえば当時官房長官であった野中広務は、台湾を含むいかなる第三者も BMD 計画への日本の参加に関わることはないだろうし、BMD システムは台湾を守るためのものではないと強調した。朝日新聞、1999年3月9日、3頁。

²⁶ 外務省や防衛庁にかかわる日本の政策決定者が国会や公刊物において行った BMD の公式的性格付けは、BMD は純粋に防御的なシステムだというものであった。この表現を繰

ように、BMDのような「純粋に防御的」兵器は、もし現状への脅威であるならば、実際のところ攻撃的なものとして現れてくるのだ。中国の主要な安全保障上の目標は、台湾の事実上の独立が法的独立となるのを防ぐことにあり、何度となく中国が表明しているのは、軍事的強圧は台湾に独立を思いとどまらせる可能な唯一の手段であるかもしれないということだ。結局のところ、中国の弾道ミサイルや主要な軍事的強圧手段に対抗でき、台湾独自の開発もしくは危機的状況におけるアメリカあるいは日本のシステムの拡大によって獲得できる BMD システムは、現状を変更して独立宣言を行うことを可能にする防御的兵器なのであり、それに台湾が近づくことは、攻撃的動きとしてみなされうるのである。またそれは地域のバランス・オブ・パワーにとっての阻害要因となりうる。²⁷特に中国の分析者は、TMD が台湾海峡での危機に軍事介入を試みるアメリカや日本のような外部勢力の兵力を守る機能を果たし、結果として攻撃的力を高めることに寄与するというシナリオを恐れているようだ。²⁸

BMD と TMD の防御的・攻撃的役割の結びつきの可能性に対する懸念が引き起こしたのは、日本の安全保障の意図に対する中国の疑念を今日にいたるまで高めることであった。そのことは中国が最近になってますます、改訂ガイドラインの既成事実から BMD や TMD にそのレトリックの矛先を向ける傾向を強めていることから見てとれる。BMD は、日本が独自の核政策を追求するかもしれないとの誤った中国の懸念を高めさえもした。²⁹また BMD 計画は、確かにその端緒とは言

り返すことに終始する日本の政策決定者の説得方法は、改訂ガイドラインにおける「周辺」とはあくまでも事態的のものであるとの説明の繰り返しを思い出させる。

²⁷ Thomas J. Christensen, 'China, the US-Japan Alliance, and the Security Dilemma in East Asia', *International Security*, vol. 23, no. 4, Spring 1999, pp. 65-66; Xinbo Wu, 'Integration on the Basis of Strength: China's Impact on East Asian Security', in Kyongsoo Lho and Kay Möller (eds.) *Northeast Asia Towards 2000: Interdependence and Conflict?* (Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1999), p. 20; David Shambaugh, 'Sino-American Strategic Relations: form Partners to Competitors', *Survival: The IISS Quarterly*, vol. 42, no. 1, Spring 2000, p. 103. 防御的兵器は安定を高めるとの当初からのテーマについては、Stephen Van Evera, 'Offense, Defense and the Causes of War', *International Security*, vol. 22, no. 4, Spring 1998, pp. 5-43.

²⁸ Yan Xuetong, 'TMD Rocking Regional Stability', *The Korean Journal of Defense Analysis*, vol. 11, no. 1, Summer 1999, p. 70.

²⁹ 中国が懸念するのは、BMD 技術を取得して攻撃的ミサイル技術生産に転用し、核搭載可能な弾道ミサイルの生産の技術的基盤を強化する日本の能力である。しかし効果的防御となるならば、BMD が核兵器に対する日本の関心を高めることはあまり考えられない。

えないが、中国が核弾道ミサイルや他の通常兵器を高水準化するのを加速させ、地域の軍拡競争を生み出す一要因とはなるだろう。

日米間の安全保障関係緊張の可能性

BMD への日本の参加は、アメリカとの間の同盟関係運営に関する新たな諸問題を引き起こす可能性もひめている。そしてそのことは、中国との間に安全保障上の緊張を高める結果をもたらすかもしれない。台湾をめぐる紛争において米軍を支援するために NTWD システムを拡大するようにアメリカから要請されたとき、日本は困難な選択を迫られる。その要請は強いアメリカからの圧力という直接的な形で行われるかもしれないが、前述したようにより高い可能性としては、集団的自衛権の非難を逃れるためにアメリカの戦闘境界線において、そして日本の領海内において、ミサイル攻撃からの防御壁を供給する、というような間接的な形で行われるだろう。台湾をめぐる米中間の紛争において同盟国にそのような支援を与えることには、日本国内では大きな政治的困難があるだろう。BMD 防御壁を拡大する支援へのアメリカからの要請にこたえることができないようであれば、1994 年の北朝鮮核疑惑危機の際にアメリカを支持することに日本が躊躇したときのように、同盟関係への信頼に危機が訪れるだろう。³⁰

BMD 計画の技術的性質は、東アジアでのアメリカの軍事戦略に過度に統合される危険性に関して、日本の政策決定者に強くそして質的に新しい試練を与える。なぜならば効果的 BMD システムを開発する日本の試みは、かなりの程度にまでアメリカによって提供される技術と情報に依拠するからである。そのことは日米軍事協力が必然的に強化され、日本の戦略的自由が浸食されることを意味する。松村昌廣が主張するのは、弾道ミサイルの発射を探知するのに重要である赤外線衛星技術と関連早期警戒システムを日本が持っていないので、アメリカの DSP 衛星そして NORAD から提供される能力と情報に関して、日本がアメリカに依存さ

日本が独自の核兵器開発を回避して得られる核不拡散の利益を強調する分析としては、防衛研究所『東アジア戦略概観 1998-99』、58 頁、参照。

³⁰ Christopher W. Hughes, 'The North Korean Nuclear Crisis and Japanese Security', *Survival: The IISS Quarterly*, vol. 38, no.2, Summer 1996, pp. 79-103.

せられてしまうということである。³¹それに加えて、ミサイル発射の情報を得て利用するために日本は、アメリカと同一的でアメリカから調達する C3^I システムを開発しなければならなくなるだろう。クローニン、ギアラ、グリーンが強調するように、日本の航空防衛を再構築することは、設計・開発・獲得・配置・教義・作戦の体系的二国間協力と合理化を要請する効果的の二国間統合の必要性を受け入れることから始まるだろう。³²そうした開発の結果は、現在のところアメリカとはかなりの程度に独立していて並列的に機能する軍事指揮系統に代えて、アメリカと両立し、アメリカに提供してもらった技術と情報に依拠して正確に機能する指揮系統を、日本が取り入れるということだ。日本の BMD と他の軍事的指揮系統は、集団的自衛権行使の禁止により、アメリカの指揮系統と明白に統合されるところにまではいたらないだろう。しかしアメリカからトップダウン方式で伝えられる情報への依存のために、日本は同盟構造の中で暗黙のうちに補助的な立場をとるだろう。

この BMD の技術的・軍事的性格は、紛争状況における日本の戦略的選択行為に大きな意味を持つ。日本が BMD システムを機能させるためにアメリカが提供する情報に依存しなければならないということは、潜在的敵国に対する、そして同盟国アメリカに対する、政治的・軍事的不利益を生み出すものだ。アメリカの同意を得て、アメリカの利益と両立することを示せなければ、日本は危機的状況において BMD を配備する決定を自ら行うことができないかもしれない。さらにマキャヴェリ的思考を極限にまで押し進めて言うならば、アメリカは日本の安全保障を脅かすミサイル発射に関する死活的情報を日本の政策決定者から奪い取ることができるわけである。そしてそのようにして日本を攻撃に対してなすすべがないような状態に追い込んだ上で、アメリカの側に立って紛争に関わるように仕向けることができるのだ。最後に、意図的であれ偶然であれアメリカが正確な情報そして互換性のある C3^I システムによって可能となる日米の兵力間の迅速なコミュニケーションを日本に提供しない場合、日本は米軍を支援する事実上の TMD システムとして BMD を配備するかもしれない。これらのシナリオの全ては、台

³¹ 松村昌廣『日米同盟と軍事技術』（劉草書房、1999年）、141-2頁。

湾をめぐる紛争において起こりうるし、中国に対する日本の敵対的安全保障ジレンマを強めるものである。

日本の「避難路」

このように日本のアメリカとの共同の BMD 研究への参加は、長期的には、そして実際の NTWD システム配備の後では、日本側の技術的・戦略的依存の相互連関構造を、そしてそれに付随して中国と同盟国アメリカとの緊張関係を、作り出すものである。BMD に関する限り、自らの戦略的自由に課せられた制限から逃れる能力が日本にあるかどうかは、疑わしい。BMD によって示される依存の技術的論理は、他の技術的選択肢の発展によってのみ対抗されうる。1998 年の北朝鮮のテポドン 1 号実験に反応して、日本は合成開口レーダー・センサー(SAR)にもとづく独自の画像情報(IMINT)衛星を開発する決定を行った。それはミサイル発射準備を探知する能力を日本に与えるものであるが、実際の発射そのものを探知する能力を与えるものではない。³³実際、日本のアメリカへの戦略的依存を軽減する手段として多くの自民党政治家たちに説明された計画ですら、依存度を高めるだけに終わるものであるかもしれない。というのはこの日本純粋の国産計画には、依然としてアメリカからの主要品目の購入や、衛星情報処理に関するアメリカへの依存が含まれているのだからである。

日本はしたがって、中国とアメリカに関する安全保障上の利益の間で身動きがとれないような行き詰まった状況に置かれる。そこからの脱出口は即座には見つかりそうにない。BMD の妥当性を研究することに対してすら見せる中国の懸念は、軍拡競争の道を開くものかもしれない。その一方アメリカは、日本に対する不可避的な軍事的優位を發揮する可能性を獲得したように見える。つまり BMD は日本を北東アジアにおける紛争への絶望的で険しい道へと追いつめる現実の潜在力を持っているのである。日本に開かれた唯一の他の選択肢とは、BMD に関するアメリカとの協力を全面的に控えることであろう。しかし 1998 年以来高まっている

³² Cronin, Giarra and Green, *op. cit.*, p.182.

³³ 自由民主党政務調査会情報衛星に関するプロジェクト・チーム『情報収集衛星導入について提言』、1998 年 10 月 29 日。

BMD に好意的な国内的圧力は、そして同盟継続の政治的価値は、そうした選択肢を急進的な最後の手段でしかないものにする。

このような状況において、BMD に関してアメリカとの協力を拒否することは、日本にはできない。しかし BMD の実際の配備に伴うアメリカの戦略への統合と中国との関係悪化の危険性にも、日本は十分に気づいている。多くの専門家が推察するのは、BMD を推進するにあたっての日本にとっての最適な戦略は、アメリカと協力の諸段階を進めつつ、中国に対しては安全保障上の態度を穏和化するように説得する手段として BMD を用い、両者との緊張関係を和らげるというものである。そうした議論の主張によれば、日本は、アメリカからの協力要請を受けて、異なった BMD システムの研究・開発・配備の諸段階をへて自らの防衛力を高めることができるが、しかしそれぞれの段階において BMD 配備を中止する選択肢を保持し続けることにより、罨のような状況に陥ることを避けることができるという。³⁴この段階づけられたアプローチは同時に、中国との緊張関係を和らげる機会を提供する。たとえ日本が BMD への参加を通じて中国に対して自らの安全保障上の利益を守る意思を見せ、相対的に強い立場から交渉にあたるとしても、段階づけられたそして日本に特徴的な漸進主義的なアプローチは、BMD への日本の関与が撤回不可能なものではないということ、そして安全保障問題に関して両者の側に利益を得る余地があるということ、中国に対して示すだろう。最終的な希望は、このような日本的アプローチが中国を東アジアにおける軍備管理交渉のテーブルにつけることである。

端的に言って、このアプローチは一種の危険回避的戦略である。しかしそれは BMD 技術の強制力によって困難なものとなるだろう。日本は、アメリカと中国の対立する利益の間で柔軟に行動する機会を保持する前に、アメリカの戦略につな

³⁴ Matsumura Masahiro, 'Deploying Theater Missile Defense Flexibly: a US-Japan Response to China', in Nishihara Masahi (ed.) *Old Issues, New Responses: Japan's Foreign and Security Policy Options* (Tokyo: Japan Center for International Exchange, 1998), pp. 103-18. BMD は中国に軍備管理に関与する必要性を理解させるために日本とアメリカによって用いられうるという議論としては、Green, *op. cit.*, p. 117; and Kori J. Urayama, 'Chinese Perspectives on Theater Missile Defense: Policy Implications for Japan', *Asian Survey*, vol. 40, no. 4, July/August 2000, pp. 613-4. なお森本敏の参議院での証言も参照。「142 回参議院外交防衛委員会 21 号」、1998 年 6 月 11 日。

ぎ止められてしまうだろう。このように BMD は、アメリカと中国に関して中・長期的期間にわたって、日本に潜在的で複雑な問題をもたらす。次の最終節の課題は、BMD に関する政策決定者たちの理解を厳密に検討し、彼らが計画にともなう戦略的含意の全てを認識しているのかどうかを探り、彼らが逃避路を確保して日本の安全保障上の選択肢を維持するような戦略について感知できているのかについて確認する。

日本の政策決定者と BMD の戦略的考慮

日本の政策決定者は、BMD の真の戦略的意味を理解していないと批判されてきた。添谷芳秀の指摘によれば、「日本の政策決定者の考えでは、TMD の萌芽的段階での日本の参加はアメリカとの安全保障上の協力行為であり、それ自体が目的である。…日本政府が TMD 計画の戦略的様相について真剣な考察を加えたことを示す材料は何もない。」³⁵まだ限定的な数のインタビューではあるが、諸々の二次的・一次的な出所からの証拠によれば、ある程度までにこうした観察は正しいと思われる。しかし日本の政策決定者たちが計画の戦略的問題に全く気づかなかったというわけでもない。

外務官僚たちは、BMD が日米関係・日中関係における潜在的な安全保障上の緊張を引き起こすという懸念を、確かに表明する。BMD への日本の参加は日米同盟の信頼性を再構築して放棄の懸念を払拭するという、既に述べた改訂ガイドラインとも重なり合う、より大きな全体的計画の単なる一部でしかないという添谷の批判は、抗いがたいものである。³⁶同盟の軍事的というより政治的基盤を固める道具としての TMD の機能は、北朝鮮の「テポドン・ショック」に先だっても強かったのであり、直接的弾道ミサイルの脅威の登場は、共同 BMD 研究に日本が飛び込んでいくことを正当化するものであった。しかし結果としての日本の BMD 研究への参加は、政策決定者にとっては、計画が同盟の政治的・軍事的決意両方

³⁵ Soeya Yoshihide, 'In Defense of No Defense', *Look Japan*, vol. 45, no. 527, February 2000, p. 23.

³⁶ Hughes, *op. cit.*, pp. 202-3. 日米同盟への信頼性とその地域をこえた機能を強める手段として TMD が重要であると強調する日本人の見解の一つとしては、森本敏『極東有事で日本は何ができるか：ガイドラインと有事法制』（PHP 研究所, 1999 年）、104-5 頁。

に対するテストとして働くということの意味した。同時に、外務省政策決定者は、地域でのアメリカの軍事戦略への統合についても、中国との間に敵対的安全保障ジレンマが生まれることも、認識していたようである。上述したように、中国の政府関係者たちは日本側との直接的対話のあらゆる機会を捉えて、BMD と台湾に関する懸念を表明した。そして外務省は、中国の不安の信憑性を強く否定しながらも、認識はしている。さらに外務官僚は、アメリカのありうる一方的な ABM 条約の放棄に対するロシアと中国の反対から、BMD の問題を厳密に切り離すことはできないと知っている。そして国際的軍備管理のために働く日本の役割に壊滅的影響を与えるだろうことも知っている。日本は、本質的には、軍備管理レジームを掘り崩すアメリカの共犯者として見られる。結果として、日本は NMD と ABM 条約の奇妙な問題に関しては、2000 年 7 月の沖縄 G-8 サミットにおいて、相対的沈黙を保った。さらに外務省が気づいているのは、日本政府への対立的な国際的圧力は、自民党、兵器産業、そして北朝鮮の弾道ミサイル計画に対抗する方策をとるべしとの一般大衆の国内での圧力によってさらに複雑なものとなっているということだ。

外務省の BMD 参加に関する潜在的な安全保障ジレンマと危険性の認識は、保持された脱出戦略の一形式が必要であるとの感覚によって伴われている。外務官僚が力説するのは、BMD 研究と開発を進めるためのいかなる日本の決定も、計画の妥当性と費用対効果の考慮にもとづいて、そして最も重要なことに、それが日本独自の戦略的・防衛的必要性に合致するかの考慮にもとづいて、なされるということである。それゆえ彼らが主張するのは、BMD 研究への日本の参加は、二国間防衛協力に対するアメリカの圧力にまたしても日本が屈した新たな事例などではないということであり、開発・配備の諸段階へのいかなる発展も、計画が日本の防衛能力を高めるかどうかの判断にしたがってなされるということである。外務省は自らを二つの道の間を模索する者として描き出す。つまり相対的な技能を持って、防衛協力に関するアメリカの期待を満たして同盟崩壊の危険性を減少させる道と、日本の防衛政策の一般的利益と一致しないならば、ただアメリカと歩調を合わせて BMD 計画に参加して畏にはまりこんだりはしないという決意を明らかにする道である。同様に、外務省は自分たちが、二国間もしくは他の機会で

の対話と説得の繰り返しによって、計画に対する中国の懸念をある程度まで和らげることができるかと信じているようだ。外務官僚は、私的には、中国が抱いている日本の安全保障上の意図に対する根深い不信を考えればそれが無駄な仕事であることに気づいているかもしれない。そして結局中国は、日米防衛協定の改訂ガイドラインの場合と同じように、日米の防衛上の必要性から生まれた厳格な事実として BMD 計画を受け入れることを強いらられるだけなのではないかと信じているようである。しかし十分な努力によって、日本は中国の BMD に対する神経過敏を弱め、ある種の妥協線を作ることができるのではないかと希望も抱いている。

外務省が抱いている BMD に伴う安全保障上のジレンマの認識とそれに対する反応とは、前節において説明したような極めて洗練された避難的戦略の域にまで達するものではない。なぜならば中国を軍縮協議に引き込むための交渉手段として BMD を用いるための試みが全く見られないからである。日本の懸念は、中国の防衛能力を低めることではなく、日本の防衛能力を高めることに対して、より大きくなっているようである。しかしながら日本の政策決定者は少なくともある種の戦略的余地というものを保持し、同盟・敵対ゲームの危険性を和らげようとしているのだという印象も受ける。この戦略を達成するために、彼らは米中双方に対する回避的説得と対話の両面作戦をとっているかのようである。そこにともなう漸進的アプローチは、日本・アメリカ・中国に戦略的安全保障関係を再編し、三者の間の潜在的紛争条件を避ける機会を持たせるため、研究・開発・配備の諸段階を進展させていく方法についての決定を先送りするというものである。実際のところ外務省に存在する懐疑論者は、過去の SDI や超伝導体のような大規模共同技術研究と同様に、TMD は放棄されるかもしれないと考えている。つまり長期的に見れば、BMD は日・米・中の中の主要な論争点ではなくなるかもしれないというのである。それゆえ外務省の最終的な計算は、日本は依然として注意深くアメリカとの同盟関係と中国との二国間関係を維持していけるし、依然として危険を回避するのに十分な戦略的自由を保持していけるという確信をもたらす。それゆえ BMD 研究参加から得るものは大きいと考えられるのである。ある外交官が言ったように、「われわれは BMD を見て、それがわれわれの防衛政策の一般的

状況に適合するかどうかを見極める。そのために『なぜ少なくとも研究にくらい参加してはいけないのか』。³⁷

防衛庁の BMD に対する立場は、かなりの程度に外務省と合致する。防衛庁は一般的に言って、安全保障政策立案に関しては、外務省に対して従属的だが、同時に異なった見解を示すことも多い。よく知られているように、防衛庁が懸念しているのは、BMD が防衛費のかなりの部分を吸収してしまうかもしれないことであり、全国的メディアで添谷のように日本の BMD に関する政策に対する批判が多く見られることである。³⁸たとえば防衛官僚たちは、日本の BMD 研究参加の決定は「計画の実際の妥当性よりも日米同盟の重要性」から決められたと言っている。そしてそれは長期的国際環境の慎重な分析というよりも、テポドン・ショックへの即時的反応から生まれた。³⁹しかし防衛官僚もまた外務省と類似の立場をとり、BMD はあくまでも日本の防衛の優先度にしたがって進められると強調する。そしてアメリカの態度にかかわらず、費用や戦略的側面から妥当でなければ放棄する選択肢を、日本は持ち続けるとする。また日本は中国に対して BMD が恐れる必要のない防衛システムだと説得し続けるだろうし、中国政府もまた日中の安全保障上の協力関係をより大きな視野で捉え、BMD によって二国間関係が不当に阻害されることのないようにするべきだと主張する。⁴⁰

したがって総体的な印象としては、日本の政策決定者は、添谷が論じたほどには戦略的に無垢ではなく、BMD の潜在的可能性からの脱出戦略の必要性を感じている。しかしそれでも添谷の主張が正しく見えるのは、日本の政策決定者が BMD の持つ意味と危険性の全てを十分に認識しているとは言えないからであり、彼らの回避的戦略と関連戦術は容易に無に帰してしまうようなものだからだ。対話を通じての BMD に関する回避的戦略を試みる日本が直面している主要な困難

³⁷ 日本の BMD 政策の解釈は、1999 年 12 月 8 日の東京における次官級の外務官僚との面談に依拠している。

³⁸ 高榎堯「弾道ミサイル防衛は愚行である」、『世界』、672 号、2000 年 3 月号、136 頁；A Henry L. Stimson Center Working Group Report, *Theater Missile Defenses in the Asia-Pacific Region*, June 2000, p. 69.

³⁹ 朝日新聞、1999 年 8 月 15 日、2 頁、1999 年 11 月 6 日、3 頁。（著者翻訳英文より訳出）

⁴⁰ 防衛庁局長級官僚との面談(1999 年 12 月 9 日、東京)による。

は、BMD が中国にとっては「最低限」の問題であり、そこからは中国の安全保障上の利益が切り離されたり妥協させられたりはしないということだ。それゆえ日本の BMD は、台湾海峡での危機に介入する TMD システムとして機能する技術的能力を持つ限り、日本・アメリカ・中国の間の論争の火種となり続け、安全保障上の利益を相互に衝突させ、同盟・敵対関係ジレンマを生み出すだろう。BMD は純粋な防衛システムだと日本の官僚が呪文のように繰り返しても、このような状況では、中国側に対しては効果を持たないだろう。さらに重要なことは、日本の BMD への漸進的アプローチは、より長期的な視野に立ったときの、諸々の安全保障上の利益を調整する機会を広げるようなものではない。前節で論じたように、研究中の BMD システムの性質は、二国間協力関係においてアメリカが支配的立場を享受するような形で、日米双方の兵力が指揮・統御機能においてほぼ完全に統合される結果を必然的にもたらすものである。現在の研究段階においては、日本はアメリカとおおむね対等な地位を維持し、戦略的自由を保持することができるように見えるかもしれない。しかしもし中国あるいは北朝鮮に対して BMD の防衛的性質と両者のミサイル計画を縮小する必要性とを理解させることに失敗するならば、日本は開発段階に進むかどうかの決定に迫られるであろう。おそらくはその段階において、実際のより緊密な軍事協力の必要性から、日本は引き返せない地点を越えてしまうだろう。そして BMD の技術の論理が現れ、日本は地域におけるアメリカの軍事構造に次第に統合されていくだろう。そのような状況においては、どのように注意深く構築された回避戦略であっても崩壊せざるをえないだろうし、日本はアメリカとの協力と中国との明白な敵対的關係か、あるいはアメリカとの協力関係から距離を置いての中国との不確かな戦略的關係かの選択を迫られるだろう。前者の方に傾く日本の本能的傾向は、東アジア近隣諸国との明白で破滅的な紛争の原因になってしまうかもしれない。

結論：日本の BMD 苦境

本稿はここまで、BMD への参加が日本にとっては深刻で避けられない安全保障上の緊張を作り出す潜在性を持っていると論じた。BMD の技術的論理が示すのは、

長期的に日本はアメリカの軍事戦略に完全に統合されるかもしれないということであり、台湾における不可侵の安全保障上の利益をめぐる中国と衝突する方向に向かうかもしれないということだ。日本の政策決定者は確かに BMD にともなう多くの戦略的危険性を感知している。しかしおそらくどのようにして計画の技術的性質が急速に日米同盟への関与を制御し、アメリカや中国に対するしばしば対立する安全保障上の利益を操るための可能な選択肢を封鎖してしまうのかを十分には把握していない。

2000 年の出来事は、BMD 研究への、そして最終的には開発への日本の参加への国際的・国内的機運が高まっていること、そして日本が回避的戦略をとるための時間的余裕がなくなっていることを示した。アメリカにおける国家ミサイル防衛 (NMD) 技術に関連した最近の実験の失敗とクリントン大統領による配備決定先送りの判断にもかかわらず、TMD に関する日米共同歩調への圧力は抑えがたいものになっている。アメリカの大統領選挙は、(少なくとも現在) NMD と TMD の両方の計画に公的に関与しているジョージ・W・ブッシュを大統領府に送り込んだ。たとえ NMD 技術が妥当なものではなく、あるいは費用のかかりすぎるものだとしても、そのことはただ低費用の TMD 開発へのアメリカの関心を高めるだけにすぎない。それらの技術は、より正確で対抗困難だと考えられている TMD の上昇段階要撃種類を含むかもしれない。それはあるいは中国沿岸の発射基地の近くに配備される海軍の砲台に据えられるかもしれず、台湾との関係において、防衛的 = 攻撃的兵器としてはより挑発的に映るかもしれない。⁴¹ さらに言えば、2000 年にはあるいは TMD 計画を元に戻す契機になるかもしれない朝鮮半島における安全保障状況の重大な発展があったのだが、北朝鮮がいまだアメリカと日本を満足させるような弾道ミサイル計画に関する妥協案を提示していない以上、両国における TMD と BMD を推進しようとする重要な国内ロビーは残存し続けるだろう。日本における BMD 研究は北朝鮮と中国の両方のミサイルに対抗する二重目的に貢献するものだと中国が認識していることは、計画の続行は日中の安全保障上の関係をさらに危険にさらすことを意味する。実際のところ最大の懸念は、外務省

⁴¹ Wilkening, *op. cit.*, pp. 59-60.

と防衛庁における日本の戦略家たちが、自民党や他の政党やマスコミからの圧力に直面して、BMD 計画を統御することができなくなりつつあることである。1998 年 8 月のテポドン発射へのヒステリックな反応は、そうした国内的勢力が BMD に関する日本の政策を予期せぬ方向へと向かわせ、日中の安全保障上の緊張を高めるかもしれないことを示唆する。

結論として言えば、BMD とは簡単に消え去るような問題ではなく、むしろますます切迫していく問題だろう。それは日本を中国との紛争関係に招き寄せ、日米間の摩擦をも生じさせる。日本の政策決定者たちはそれに対処し、的確に対応するための戦略を持っていない。日本の政策決定者たちは、研究から配備の段階に移行するにあたって、日・米・中間の安全保障関係そして北東アジアの安全保障状況全体を不安定にしないように、細心の注意を払っていくべきである。